

平成 30 年度

長野市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

長野市監査委員

元監査第 76 号
令和元年 9 月 30 日

長野市長
加藤久雄様

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	松木茂盛
同	高野正晴

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象	1
第 2 審査の期間	2
第 3 審査の方法	2
第 4 審査の結果	2
1 総合意見	2
2 個別意見	3
(1) 実質赤字比率	3
(2) 連結実質赤字比率	4
(3) 実質公債費比率	5
(4) 将来負担比率	6
(5) むすび	7
審査資料	11

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象	15
第 2 審査の期間	15
第 3 審査の方法	15
第 4 審査の結果	15
1 総合意見	15
2 個別意見	16
審査資料	21
参考資料	24

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

一 般 会 計 等	一 般 会 計		実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率						
	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 特 別 会 計 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 授 産 施 設 特 別 会 計 病 院 事 業 債 管 理 特 別 会 計										
公 営 事 業 会 計	一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	資 金 不 足 比 率 (注)	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率						
		介 護 保 険 特 別 会 計										
		後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計										
		駐 車 場 事 業 特 別 会 計										
	公 営 企 業 会 計 (注)	公 営 企 業 に 係 る 会 計 (地方公営企業法を適用する事業又は地方財政法施行令第46条の事業)					法 適 用 企 業	産 業 団 地 事 業 会 計	資 金 不 足 比 率 (注)	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
							水 道 事 業 会 計					
							下 水 道 事 業 会 計					
		法 用 非 企 業 適 業					戸 隠 観 光 施 設 事 業 会 計					
							飯 綱 高 原 ス キ ー 場 事 業 特 別 会 計					
							鬼 無 里 大 岡 観 光 施 設 事 業 特 別 会 計					
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合	一 部 事 務 組 合	須 高 行 政 事 務 組 合	資 金 不 足 比 率 (注)	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率						
		北 信 保 健 衛 生 施 設 組 合										
		千 曲 衛 生 施 設 組 合										
		長 水 部 分 林 組 合										
		長 野 県 市 町 村 自 治 振 興 組 合										
	広 域 連 合	長 野 広 域 連 合										
		長 野 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合										
		長 野 県 地 方 税 滞 納 整 理 機 構										
第 三 地 方 セ ク タ ー 等	地 方 公 社	長 野 市 土 地 開 発 公 社	資 金 不 足 比 率 (注)	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率						
	地 方 独 立 行 政 法 人	長 野 市 民 病 院										
	第 三 セ ク タ ー 等	市 が 損 失 補 償 や 債 務 保 証 を し て い る 場 合 、 算 定 に 含 め る。 (H30年度は該当なし)										

(※注) 資金不足比率は公営企業会計ごとに算出するもので、審査意見は15ページから記載している。

第2 審査の期間

令和元年7月3日から9月18日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき算出され、適正に作成されているかについて、関係書類等と照合するとともに、関係職員の説明聴取を実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であるものと認められた。

健全化判断比率は次表のとおりであり、各比率とも早期健全化基準を下回っている。

	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	H30-29年度 増減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	— (▲ 2.51%)	— (▲ 2.02%)	— (▲ 2.29%)	— (▲ 2.47%)	— (▲ 2.03%)	△ 0.49	11.25%	20%
連結実質赤字比率	— (▲ 26.83%)	— (▲ 25.91%)	— (▲ 24.92%)	— (▲ 28.52%)	— (▲ 26.56%)	△ 0.92	16.25%	30%
実質公債費比率	2.1%	2.0%	2.1%	3.4%	5.7%	0.1	25%	35%
将来負担比率	44.0%	46.2%	33.8%	37.7%	28.2%	△ 2.2	350%	

※ 各比率は、表示単位未満を切り捨てて表示した。

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため「—」で表示し、参考として、黒字の比率を（ ）内に「▲」で併記した。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。さらに、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないとされている。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債を含む)}} \times 100$$

〈算式〉

平成30年度決算における実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

会 計 名		実質収支額		対前年度 増 減
		平成30年度	平成29年度	
一 般 会 計 等	一 般 会 計	2,216,282	1,771,358	444,924
	一般会計等に属する 住宅新築資金等貸付事業 特別会計	63	63	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 特別会計	0	0	0
	授産施設特別会計	0	1	△ 1
	病院事業債管理特別会計	0	0	0
合 計 ①		2,216,345	1,771,422	444,923
標 準 財 政 規 模 ②		88,211,966	87,296,803	915,163
実質赤字比率 (①/②) (注)		— (▲ 2.51)	— (▲ 2.02)	△ 0.49ポイント

(注) 実質赤字比率については、参考として黒字の比率を「▲」で併記した。

当年度の実質収支額は、22億1,634万円余の黒字となり、前年度に比較して4億4,492万円余増加となったことから、実質赤字比率は0.49ポイント低下(改善)した。

実質赤字額は生じていないことから、実質赤字比率は「—」で表示した。

(2) 連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、市全体の財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

<算式>

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(臨時財政対策債を含む)

平成30年度決算における連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

会 計 名	連結実質収支額		対前年度 増 減	
	平成30年度	平成29年度		
一般会計等	実質収支額			
一 般 会 計	2,216,282	1,771,358	444,924	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	63	63	0	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	
授産施設特別会計	0	1	△ 1	
病院事業債管理特別会計	0	0	—	
小 計	2,216,345	1,771,422	444,923	
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計	実質収支額			
国民健康保険特別会計	654,256	994,083	△ 339,827	
介護保険特別会計	832,381	523,609	308,772	
後期高齢者医療特別会計	11,298	12,531	△ 1,233	
駐車場事業特別会計	21,150	4,351	16,799	
小 計	1,519,085	1,534,574	△ 15,489	
公営企業会計に係る会計	資金不足額(△)・剰余額			
法 適 用 企 業	水道事業会計	12,618,111	11,825,689	792,422
	下水道事業会計	5,755,372	6,040,252	△ 284,880
	戸隠観光施設事業会計	47,840	36,363	11,477
	産業団地事業会計(宅地造成事業)	1,513,289	1,412,692	100,597
	小 計	19,934,612	19,314,996	619,616
法 非 適 用 企 業	飯綱高原スキー場事業特別会計	177	200	△ 23
	鬼無里大岡観光施設事業特別会計	52	60	△ 8
	小 計	229	260	△ 31
合 計 ①	23,670,271	22,621,252	1,049,019	
標準財政規模 ②	88,211,966	87,296,803	915,163	
連結実質赤字比率(①/②) (注)	— (▲ 26.83)	— (▲ 25.91)	△ 0.92ポイント	

※連結実質赤字比率については、参考として黒字の比率を「▲」で併記した。

当年度における連結実質収支額は、236億7,027万円余の黒字となり、前年度に比較して10億4,901万円余増加したことから、連結実質赤字比率は0.92ポイント低下(改善)となった。

これは主に、一般会計において実質収支額が4億4,492万円余及び公営企業会計(法適用企業)の資金剰余額が6億1,961万円余それぞれ増加したことによるものである。

連結実質赤字額は生じていないことから、連結実質赤字比率は「-」で表示した。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均であり、市全体の公債費の大きさを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{〈算式〉} \quad \begin{array}{l} (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \\ \text{標準財政規模 (臨時財政対策債を含む)} - \\ (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\quad} \times 100$$

平成30年度決算における実質公債費比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円)

項目	年度	単年度		対前年度増減
		平成30年度	平成29年度	
地方債の元利償還金 ①		15,713,182	15,628,625	84,557
準元利償還金 ②		5,187,054	5,218,088	△ 31,034
特定財源 ③		3,537,503	3,622,018	△ 84,515
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 ④		15,526,306	15,449,959	76,347
(①+②) - (③+④) A		1,836,427	1,774,736	61,691
標準財政規模 ⑤		88,211,966	87,296,803	915,163
⑤-④ B		72,685,660	71,846,844	838,816
実質公債費比率(単年度) A / B		2.5%	2.4%	0.1ポイント

実質公債費比率(3か年平均)

	単年度			3か年平均		
	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成28年度から 平成30年度 ①	平成27年度から 平成29年度 ②	増減 (ポイント) ①-②
実質公債費比率	2.5%	2.4%	1.4%	2.1%	2.0%	0.1

単年度の実質公債費比率をみると当年度は2.5%で、前年度に比較して0.1ポイント上昇（悪化）となった。上昇の主な要因は、第一庁舎・芸術館建設等プロジェクト事業の起債等の元金償還が本格化したためである。

平成28年度から平成30年度までの3か年平均による実質公債費比率は2.1%で、平成27年度から平成29年度までの3か年平均に比較して、0.1ポイント上昇（悪化）となったが、早期健全化基準である25%は下回っている状況である。

（４）将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} (\text{臨時財政対策債を含む}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

平成30年度決算における将来負担比率の状況は、次表のとおりである。

（単位 千円）

項目	年度		
	平成30年度	平成29年度	対前年度増減
将来負担額 ①	249,887,907	250,975,582	△ 1,087,675
地方債の現在高	158,796,688	162,232,648	△ 3,435,960
債務負担行為に基づく支出予定額	4,411,233	4,632,419	△ 221,186
公営企業債等繰入見込額	52,014,952	55,511,531	△ 3,496,579
組合負担等見込額	10,935,284	4,895,289	6,039,995
退職手当負担見込額	22,262,448	22,796,477	△ 534,029
設立法人の負債額等負担見込額	1,467,302	907,218	560,084
土地開発公社	1,467,302	907,218	560,084
充当可能財源等 ②	217,882,134	217,713,343	168,791
充当可能基金額	26,491,904	26,172,272	319,632
充当可能特定歳入（注）	28,836,872	27,797,867	1,039,005
うち都市計画税	28,064,932	26,911,677	1,153,255
基準財政需要額算入見込額	162,553,358	163,743,204	△ 1,189,846
①－② A	32,005,773	33,262,239	△ 1,256,466
標準財政規模 ③	88,211,966	87,296,803	915,163
算入公債費等の額 ④	15,526,306	15,449,959	76,347
③－④ B	72,685,660	71,846,844	838,816
将来負担比率 A / B	44.0%	46.2%	△ 2.2ポイント

注) 充当可能特定歳入：都市計画税、国庫等支出金、市営住宅使用料のうち元金償還金に充てることが見込まれる特定財源

当年度の将来負担比率は44.0%で、前年度に比較して2.2ポイント低下（改善）し、早期健全化基準の350%を大きく下回る結果となった。

これは、将来負担額が前年度に比較して10億8,767万円余減少したためである。

減少の主な要因は、長野広域連合のごみ処理施設事業の償還に伴う組合負担等見込額が、前年度に比較して60億3,999万円余増加となったものの、総合レクリエーションセンター建設関連市債の皆減等に伴う新規の市債発行の減少により、地方債現在高が34億3,596万円余減少したこと、また、公営企業債等繰入見込額が34億9,657万円余減少となったためである。

一方、充当可能財源等は前年度に比較して1億6,879万円余増加となった。

これは主に、基準財政需要額算入見込額（公債費のうち交付税措置される額）が前年度に比較して11億8,984万円余減少となったものの、充当可能基金額が3億1,963万円余、都市計画税収を主とする充当可能特定歳入においては、過去3か年の平均充当率の上昇により10億3,900万円余それぞれ前年度に比較して増加したことによるものである。

（5）むすび

財政の健全性を示す健全化判断比率における各指標は、いずれも国が示す早期健全化基準の数値を下回る結果となった。

しかしながら、財源不足を補うために当年度は財政調整基金から10億円が取り崩されており、平成28年度以降、財政調整基金の取崩額が積立額を上回る状況が続いている。

なお、財政調整等のための基金（財政調整基金、減債基金及び土地開発基金）残高は、平成27年度末に約215億円であったが、財政推計（平成30年3月公表）によると、令和6年度に当該基金残高は100億円を下回り、この10年で半減するとしている。

さらに、経常収支比率は、過去最高値となった平成29年度の91.3%を若干下回るものの、当年度も89.8%と依然として高い比率（一般的に適正水準は70～80%の範囲とされている。）になることが見込まれている。

今後、少子高齢化による人口減少、税収減等を要因として、財政規模自体の縮小化が予想される一方、扶助費、公債費等の義務的経費が財源に占める割合が高くなるが見込まれるため、財政の硬直化は一層進むものと考えられる。

将来にわたって必要な行政サービスを安定して提供するため、より一層自主財源の確保に努めることはもちろんのこと、すべての既存・継続事業を見直すだけでなく、新規・拡大事業についても改めてその必要性や緊急性を検証することが求められる。

また、職員一人ひとりが常に経営的な発想とコスト意識を持ち、スクラップ&ビルドを実践することが必要不可欠であり、「選択と集中」を徹底し、より効率的で効果的な予算策定を実現することで、将来にわたり健全な状態で持続可能となる財政運営に取り組まなければならない。

審 查 資 料

一般会計等が負担する地方債元利償還金等の状況（実質公債費比率関係）

（単位 千円）

年度 項目	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
① 地方債の元利償還金（公債費充当一般財源等）（※1）	15,713,182	15,628,625	13,893,969	14,312,921	16,370,261
② 準元利償還金	5,187,054	5,218,088	5,531,925	6,183,733	6,088,836
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	0	0	0	0	0
一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの	4,933,635	5,004,594	5,291,788	5,838,696	5,753,695
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	96,111	51,312	49,917	51,073	50,152
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	157,308	162,182	190,220	293,964	284,989
一時借入金の利子	0	0	0	0	0
③ 特定財源（※2）	3,537,503	3,622,018	3,741,168	4,084,717	3,510,798
④ 標準財政規模	88,211,966	87,296,803	86,592,996	88,386,778	91,106,275
⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	15,526,306	15,449,959	14,646,088	14,736,294	16,982,630
⑥ 実質公債費比率（単年度） （(①+②）-（③+⑤））/（④-⑤）	2.5%	2.4%	1.4%	2.2%	2.6%
実質公債費比率 （⑥ / ③） （3か年平均）			2.1%		
				2.0%	
	2.1%				

（※1）繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。

（※2）特定財源：公営住宅使用料等のうち、公債費の償還等に充当したもの

将来負担額の会計別内訳（将来負担比率関係）

（単位 千円）

会 計 名	将来負担額									
	地方債の現在高		債務負担行為に基づく 支出予定額		公営企業債等 繰入見込額		組合負担等見込額		退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度
一般会計等	158,796,688	162,232,648	4,411,233	4,632,419					22,262,448	
一般会計	151,110,036	153,806,149	4,411,233	4,632,419					22,262,448	
一般会計等に属する特別会計	7,686,652	8,426,499								
住宅新築資金等 貸付事業特別会計	441	867								
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業特別会計	54,687	72,617								
授産施設特別会計	0	0								
病院事業債管理 特別会計	7,631,524	8,353,015								
公営事業会計					52,014,952	55,511,531				
一般会計等以外の特別会計の うち公営企業に係る特別会計 以外の会計					4,445	9,967				
国民健康保険 特別会計					3,565	4,714				
介護保険 特別会計					0	0				
後期高齢者医療 特別会計					0	0				
駐車場事業 特別会計					880	5,253				
公営企業に係る会計					52,010,507	55,501,564				
法適用企業					52,010,507	55,501,564				
水道事業会計					4,707,556	5,331,795				
下水道事業会計					46,879,070	49,686,828				
戸隠観光施設 事業会計					423,881	482,941				
産業団地事業会計 （宅地造成事業）					0	0				
法非適用企業					0	0				
飯綱高原スキー場事業 特別会計					0	0				
鬼無里大岡観光施設 事業特別会計					0	0				
一部事務組合等							10,935,284	4,895,289		
長野広域連合							10,765,110	4,659,690		
須高行政事務組合							8,107	12,267		
北信保健衛生施設組合							127,890	144,183		
千曲衛生施設組合							34,177	79,149		
地方公社等										1,467,302
長野市土地開発公社										1,467,302
長野市民病院										0
小 計	158,796,688	162,232,648	4,411,233	4,632,419	52,014,952	55,511,531	10,935,284	4,895,289	22,262,448	1,467,302
対前年度増減 （30年度－29年度）	△ 3,435,960		△ 221,186		△ 3,496,579		6,039,995		△ 534,029	560,084
将来負担額（30年度）	249,887,907									
前年比 （30年度－29年度）	△ 1,087,675									

充当可能基金額の内訳（将来負担比率関係）

（単位 千円）

基金名	充当可能基金額		
	平成30年度	平成29年度	対前年度増減
財政調整基金	13,600,000	13,300,000	300,000
減債基金	3,912,042	3,792,411	119,631
庁舎整備基金	0	0	0
市民病院建設基金	0	0	0
大学整備基金	0	1,100,000	△ 1,100,000
市制90周年記念文化施設建設基金	0	0	0
土地開発基金	0	0	0
都市デザイン基金	0	0	0
職員退職手当基金	3,500,000	3,500,000	0
老人大学園設置運営基金	0	0	0
ふれあい長寿社会福祉基金	0	0	0
芸術文化振興基金	0	0	0
スポーツ振興基金	0	0	0
防災基金	0	0	0
奨学基金	179,862	179,861	1
住宅新築資金等貸付事業債償還準備基金	0	0	0
リサイクル基金	0	0	0
国際交流基金	0	0	0
子供たちの国際交流基金	0	0	0
子どもたちの国際教育のための倉石忠雄基金	0	0	0
都市緑化基金	0	0	0
ふるさと応援基金	0	0	0
介護給付費準備基金	1,300,000	1,000,000	300,000
特別会計国民健康保険支払準備基金	1,200,000	1,000,000	200,000
公共交通機関活性化基金	0	0	0
冬季競技振興基金	0	0	0
水内ダム関連排水機場維持管理基金	0	0	0
公共施設等総合管理基金	2,800,000	2,300,000	500,000
合 計	26,491,904	26,172,272	319,632

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和元年 7 月 3 日から 9 月 18 日まで

第 3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき算出され、適正に作成されているかについて、関係書類等と照合するとともに、関係職員の説明聴取を実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であるものと認められた。

資金不足比率は次表のとおりであり、各会計とも経営健全化基準を下回っている。

(1) 資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営状況の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

(各会計における資金不足比率一覧表)

区分	会計名	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	H30-29年度 増減	経営健全化 基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	— (▲ 202.63%)	— (▲ 192.52%)	— (▲ 181.82%)	— (▲ 159.40%)	— (▲ 141.18%)	△ 10.11	20%
	下水道事業会計	— (▲ 73.75%)	— (▲ 77.43%)	— (▲ 82.22%)	— (▲ 85.06%)	— (▲ 87.64%)	3.68	20%
	戸隠観光施設事業会計	— (▲ 17.54%)	— (▲ 12.88%)	— (▲ 8.48%)	— (▲ 3.69%)	— (▲ 4.47%)	△ 4.66	20%
	産業団地事業会計	— (▲ 35.19%)	— (▲ 30.51%)	— (▲ 30.94%)	— (▲ 29.25%)	— (▲ 22.46%)	△ 4.68	20%
法 非 適 用 企 業	飯網高原スキー場事業 特別会計	— (▲ 0.55%)	— (▲ 0.45%)	— (▲ 0.59%)	— (▲ 0.94%)	— (▲ 0.30%)	△ 0.10	20%
	鬼無里大岡観光施設事業 特別会計	— (▲ 0.04%)	— (▲ 0.05%)	— (▲ 0.06%)	— (▲ 0.06%)	— (▲ 0.10%)	0.01	20%

- ※ 平成 29 年度以降の比率は、表示単位未満を切り捨てて表示としている。
- ※ 資金不足比率については、資金不足が生じていないため「－」で表示し、参考として、資金剰余の比率を（ ）内に「▲」で併記した。
- ※ 産業団地事業会計（宅地造成）では、資金不足の割合を前年度と比較するため、一般会計からの長期借入金を資金不足額に加え、正の値ならば剰余額を 0 とする特例を考慮しない比率を併記した。
- ※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならないとされている。
なお、各公営企業会計の資金不足額の状況については、21 ページから記載している。

2 個別意見

平成 30 年度決算においては、前年度と同様、公営企業会計の全 6 会計において、国が示す経営健全化基準である 20%を下回り、資金不足は生じなかった。

しかし、法適用企業のうち戸隠観光施設事業会計は、企業債の元利償還金の全額に一般会計からの繰入金が充てられている。仮に繰入金も充てられなかった場合、5,744 万円余の資金不足が生じることとなる（次表参照）。

このような状況の中、令和元年度から当該施設の指定管理者が、一般社団法人長野市開発公社から株式会社戸隠に変更となった。当該法人は地元住民が主体であるため、柔軟性、機動性、サービス面等において地元ならではの強みを生かし、自らの最大の使命として掲げている「戸隠観光施設を将来にわたり健全に存続、発展させる」という目的の実現に期待したい。

また、法非適用企業である飯綱高原スキー場事業特別会計及び鬼無里大岡観光施設事業特別会計についても、一般会計からそれぞれ 6,955 万円余、6,846 万円繰入されており、当該繰入がなかった場合、繰入金とほぼ同額の資金不足が生じる（次表参照）。

本来、公営企業は、その経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算制が原則である。財源不足を一般会計で補填し続けている現状に危機感を持ち、より一層の経営改善を目指すべきである。

「長野市公共施設マネジメント指針」等でも示されているとおり、利用者数や稼働率が低い施設は、施設運営の改善を徹底し、さらに利用者数や稼働率が低い場合は、早期に用途転用や廃止を検討すべきである。

こうした中、飯綱高原スキー場については、2019～2020 年のシーズンを最後に長野市による運営を終了するとともに、運営権とリフト等スキー場設備の民間事業者への譲渡を決定し、譲渡先（本年秋頃募集予定）が見つからなかった場合は閉鎖する方針が示された。

昨年度行われた、飯綱高原観光施設（スキー場の運営、（仮称）山の駅飯綱高原の整備、既存施設の活用）に関するサウンディング型市場調査において、事業者から様々な意見や提案が出されたが、「山の駅」に関連する新規施設建設や既存施設のリニューアル等に当たっては、将来に大きな負担となるインフラ施設等の維持・管理費用についても十分考慮しつつ、長期的かつ総合的な視点に立った事業展開が重要である。

(資金不足額一覧表)

(単位 千円)

法適用企業	流動負債 (※1) A	流動資産 (※2) B	資金不足額 C (= A - B)	一般会計からの 繰入金 (基準外) (※3) D	資金不足額 (基準外繰入金を除く) (※4) E (= C + D)
水道事業会計	1,686,661	14,304,772	▲ 12,618,111	90,992	▲ 12,527,119
下水道事業会計	2,224,822	7,980,194	▲ 5,755,372	114,195	▲ 5,641,177
戸隠観光施設事業会計	6,849	54,689	▲ 47,840	105,288	57,448
法非適用企業	歳出額 A	歳入額 B	歳出額 - 歳入額 C (= A - B)	一般会計からの 繰入金 (基準外) (※3) D	歳出額 - 歳入額 (基準外繰入金を除く) (※4) E (= C + D)
飯網高原スキー場事業 特別会計	69,618	69,795	▲ 177	69,559	69,382
鬼無里大岡観光施設事業 特別会計	75,458	75,510	▲ 52	68,460	68,408

(※1) 流動負債 = 流動負債 - (控除企業債等 + 控除未払金等 + 控除額 + P F I 建設事業費等)

(※2) 流動資産 = 流動資産 - (控除財源 + 控除額)

(※3) 一般会計が公営企業会計に対して本来負担 (繰出) すべき経費についての、国が示す基本的な考え方を「繰出基準」という。

繰入金 (基準外) は、一般会計が本来負担 (繰出) すべき経費についての繰出基準以外の繰入金である。

(※4) 各会計C及びEについては、剰余額を「▲」で表示した。

審 查 資 料

資金不足額の状況（法適用企業）

（１）水道事業会計

（単位 千円・％）

年度 項目	平成30年度	平成29年度	対前年度増減
資金不足額（A+B-C）（※1）	▲ 12,618,111	▲ 11,825,689	△ 792,422
① 流動負債の額	3,427,248	3,101,665	325,583
② 控除企業債等	1,740,587	1,760,482	△ 19,895
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額（※2）	0	0	0
⑤ PFI建設事業費等	0	0	0
A 小計（①-②-③-④-⑤）	1,686,661	1,341,183	345,478
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑥ 流動資産の額	14,304,772	13,166,872	1,137,900
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額（※2）	0	0	0
C 小計（⑥-⑦-⑧）	14,304,772	13,166,872	1,137,900
事業の規模（D-E）	6,227,037	6,142,364	84,673
D 営業収益の額	6,227,037	6,142,364	84,673
E 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率（※3） （資金不足額/事業の規模）*100	- (▲ 202.63)	- (▲ 192.52)	△ 10.11ポイント

（２）下水道事業会計

（単位 千円・％）

年度 項目	平成30年度	平成29年度	対前年度増減
資金不足額（A+B-C）（※1）	▲ 5,755,372	▲ 6,040,252	284,880
① 流動負債の額	9,090,341	9,460,060	△ 369,719
② 控除企業債等	6,865,519	6,788,972	76,547
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額（※2）	0	0	0
⑤ PFI建設事業費等	0	0	0
A 小計（①-②-③-④-⑤）	2,224,822	2,671,088	△ 446,266
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑥ 流動資産の額	7,980,194	8,711,340	△ 731,146
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額（※2）	0	0	0
C 小計（⑥-⑦-⑧）	7,980,194	8,711,340	△ 731,146
事業の規模（D-E）	7,803,638	7,800,587	3,051
D 営業収益の額	7,803,638	7,800,587	3,051
E 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率（※3） （資金不足額/事業の規模）*100	- (▲ 73.75)	- (▲ 77.43)	3.68ポイント

(3) 戸隠観光施設事業会計

(単位 千円・%)

年度	平成30年度	平成29年度	対前年度増減
項目			
資金不足額 (A+B-C) (※1)	▲ 47,840	▲ 36,363	△ 11,477
① 流動負債の額	103,708	105,249	△ 1,541
② 控除企業債等	96,859	103,455	△ 6,596
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額(※2)	0	0	0
⑤ PFI建設事業費等	0	0	0
A 小計 (①-②-③-④-⑤)	6,849	1,794	5,055
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑥ 流動資産の額	54,689	38,157	16,532
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額(※2)	0	0	0
C 小計 (⑥-⑦-⑧)	54,689	38,157	16,532
事業の規模 (D-E)	272,634	282,208	△ 9,574
D 営業収益の額 (指定管理者の利用 料金収入の額を含む)	272,634	282,208	△ 9,574
E 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 (※3) (資金不足額/事業の規模)*100	— (▲ 17.54)	— (▲ 12.88)	△ 4.66 ^ホ イト

(4) 産業団地事業会計

(宅地造成)

(単位 千円・%)

年度	平成30年度	平成29年度	対前年度増減
項目			
資金不足額 (A+B-C) (※1)	▲ 1,513,289	▲ 1,412,692	△ 100,597
① 流動負債の額	1,521,066	2,019,878	△ 498,812
② 控除企業債等	1,187,000	1,670,000	△ 483,000
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額(※2)	0	0	0
⑤ PFI建設事業費等	0	0	0
⑥ 土地前受金	0	0	0
A 小計 (①-②-③-④-⑤-⑥)	334,066	349,878	△ 15,812
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑦ 流動資産の額	2,182,531	2,097,012	85,519
⑧ 控除財源	0	0	0
⑨ 控除額(※2)	0	0	0
⑩ 土地評価差額	335,176	334,442	734
C 小計 (⑦-⑧-⑨-⑩)	1,847,355	1,762,570	84,785
事業の規模 (D)	4,300,066	4,630,141	△ 330,075
⑪ 資本の額	2,779,000	2,610,263	168,737
⑫ 負債の額	1,521,066	2,019,878	△ 498,812
⑬ PFI建設事業費等のうち 流動負債に係るリース債務	0	0	0
D 小計 (⑪+⑫+⑬)	4,300,066	4,630,141	△ 330,075
資金不足比率 (※3) (資金不足額/事業の規模)*100	— (▲ 35.19)	— (▲ 30.51)	△ 4.68 ^ホ イト

(※1) 資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

(※2) 控除額：連結実質赤字比率の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額

(※3) 参考として、資金剰余の比率を「▲」で併記した。

資金不足額の状況（法非適用企業）

（１）飯網高原スキー場事業会計

（単位 千円・％）

年 度	平成30年度	平成29年度	対前年度増減
項 目			
資金不足額（A+B-C）（※1）	▲ 177	▲ 200	23
A 歳出額	69,618	88,890	△ 19,272
B 算入地方債の現在高	0	0	0
① 歳入額	69,795	89,090	△ 19,295
② 翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0
C 小計（①-②）	69,795	89,090	△ 19,295
事業の規模（D-E）	31,850	43,499	△ 11,649
D 営業収益に相当する収入の額	31,850	43,499	△ 11,649
E 受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0
資金不足比率（※2） （資金不足額/事業の規模）*100	— (▲ 0.55)	— (▲ 0.45)	△ 0.10ポイント

（２）鬼無里大岡観光施設事業会計

（単位 千円・％）

年 度	平成30年度	平成29年度	対前年度増減
項 目			
資金不足額（A+B-C）（※1）	▲ 52	▲ 60	8
A 歳出額	75,458	142,813	△ 67,355
B 算入地方債の現在高	0	0	0
① 歳入額	75,510	142,873	△ 67,363
② 翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0
C 小計（①-②）	75,510	142,873	△ 67,363
事業の規模（D-E）	111,731	107,300	4,431
D 営業収益に相当する収入の額	111,731	107,300	4,431
E 受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0
資金不足比率（※2） （資金不足額/事業の規模）*100	— (▲ 0.04)	— (▲ 0.05)	0.01ポイント

（※1）資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

（※2）参考として、資金剰余の比率を「▲」で併記した。

【参考資料】

(1) 実質赤字比率

- 一般会計等の実質赤字額
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

(2) 連結実質赤字比率

- 連結実質赤字額 : イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

- 準元利償還金 : イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

- 将来負担額 : イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額 : イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

(5) 資金不足比率

○ 資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝

（流動負債 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
－ 流動資産）－ 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝

（繰上充用額 ＋ 支払繰延額・事業繰越額 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるため
に起こした地方債の現在高）－ 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

○ 事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

(6) 標準財政規模

○ 地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの

標準税収入額等＋ 普通交付税額＋ 臨時財政対策債発行可能額

（総務省 地方公共団体の財政の健全化関係資料から抜粋）

